

氏名(本籍)	金 永 聖 (韓 国)
学位の種類	博士(体育科学)
学位記番号	博 甲 第 6635 号
学位授与年月日	平成 25 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	韓国における競技スポーツ政策の制度と実施過程に関する研究
主査	筑波大学教授 教育学博士 清水 論
副査	筑波大学教授 教育学博士 菊 幸 一
副査	筑波大学教授 博士(体育科学) 齋 藤 健 司
副査	宇都宮大学教授 博士(政治学) 中 村 祐 司

論 文 の 内 容 の 要 旨

(目的)

本論文は、韓国において国策として実施されている競技スポーツ政策について、それが世界的な競技水準での成果をあげている要因や背景への関心を持ち、また政策実施過程において生じた学業問題、人権問題などの原因及び実態究明への問題認識から、韓国における競技スポーツ政策に関する制度とその実施過程を明らかにすることを研究の目的とするものである。

(対象と方法)

本論文は、韓国における競技スポーツ政策の制度とその実施過程を、政策科学における制度論のアプローチと政策実施研究のアプローチを用いて分析した。制度論のアプローチにおいては、政策が決定された公式の制度である法律、行政組織、基本計画及び予算を取り上げ、これら公式の制度間の関係と構造、及び政策の決定とその体系を分析した。政策実施研究では、先行研究を参考にして独自の分析モデルを提示し、公示された政策とその体系、政策実施機関の組織と活動、政策に対する対象集団の対応と関係、政策のアウトプット(結果)及びインパクト(効果・影響)、社会・文化・経済・政治的な要因及び背景、大幅な政策の修正などを分析した。また、政策決定された公式の制度と政策実施の現実との間の連関、政策の特質及び課題を考察した。さらに、政策実施担当者や対象集団へのインタビュー調査を行い、政策実施の実態を把握し分析した。

(結果)

序論では、競技スポーツに関連する用語を検討し、競技スポーツを選手及び競技団体が行うスポーツ活動と規定し、またエリートスポーツを選抜されたエリート選手の育成支援及び競技団体の支援による競技力向上を目的とした活動と規定し、両概念の包摂的關係を示し、研究の対象を明確にした。次に、制度論研究の方法と政策実施研究の方法を内外の先行研究に基づき理論的に検討し、制度との連関を組み込んだ政策実施過程の独自の分析モデルを提示し、研究課題を設定した。また、先行研究の検討を通して、本論文の独自性と学術的研究の意義を示した。

第1章「スポーツに関する法律における競技スポーツ政策」では、韓国におけるスポーツに関する国内の

基本法であり、政策決定が公示された公式の制度である国民体育振興法を研究の対象とし、国民体育振興法の歴史的変化、内容及び構成を明らかにするとともに、国民体育振興法における競技スポーツに関する規定を分析し、同法における競技スポーツ政策の位置を明らかにした。また、国民体育振興法以外のスポーツに関する主要な法律である体育施設の設置及び利用に関する法律、スポーツ産業振興法及び学校体育振興法の全体の構成と競技スポーツに関する規定との関係を分析し、国民体育振興法との関係も含めて、スポーツ法体系全体の中での競技スポーツ政策の位置と内容を明らかにした。さらに、以上の諸事実及び諸考察を踏まえて、韓国における競技スポーツ政策がどのように法的構造化され、政策実施が規定されるに至ったのかを考察した。その結果、スポーツ法体系において競技スポーツが中心的な位置にあること、1982年の国民体育振興法の改正によって韓国における競技スポーツ政策の法的構造化が完成し、その時より制度化された選手制度、競技指導者制度、体育団体制度などによって現在の政策実施が規定されていることを明らかにした。

第2章「スポーツに関する中央行政組織における競技スポーツ政策」では、韓国のスポーツ政策を専門的に担当する中央行政機関の全体組織と任務の歴史的変化を明らかにし、また中央行政機関の組織及び任務における競技スポーツ政策の位置を明らかにした。その結果、韓国におけるスポーツに関する中央行政機関の組織において競技スポーツに関する任務を単独で担当する内部部局はなくなったが、その他の各内部部局で分散されて当該の任務が実施されていること、競技スポーツに関連する任務が最も歴史的継時的に存続していること、組織表面上は競技スポーツに関する行政組織は消滅して縮小傾向にあるが、実際には政治体制の変化等にもかかわらず存続している最も主要な任務であることを明らかにした。

第3章「スポーツに関する基本計画における競技スポーツ政策」では、韓国のスポーツに関する基本計画、国民体育振興5ヵ年計画の全体の体系と構造を明らかにし、またこれらの計画の内容及び構成の歴史的変化を分析した。また、基本計画における競技スポーツに関する部分を明らかにし、その位置づけを明らかにした。さらに、行政計画は、法令によって決定された政策を行政が実施するために示すものであり、本章で分析する行政計画の内容は、公示された政策決定である基本法令を政策実施機関である行政が基本計画を策定することによってどのような対応をとったのかについて、法令と計画の両者の関係から政策実施過程を考察した。その結果、韓国における競技スポーツ政策を基本計画の側面から捉えると、競技スポーツに関する事業が重点的、体系的かつ具体的に策定されていること、施策及び事業では、専門体育の項目に示されている施策や事業以外にも、国際体育や体育行財政の項目で競技スポーツに関する施策や事業が定められていること、スポーツ行政組織や任務に定められている競技スポーツに関する事項以上の内容と構造が備わっており、主要な政策課題として位置付けられていること、法令から基本計画の策定へと政策とその体系が示される政策実施の初期段階で、行政が行政計画によって政策の修正を行っていることを明らかにした。

第4章「スポーツに関する予算における競技スポーツ政策」では、まず、韓国のスポーツに関する予算について、文化体育観光部における予算及びスポーツ予算を明らかにした。また、2008年のスポーツ予算を分析し、競技スポーツに関する事項が予算に占める位置を明らかにした。また、行政計画による投資計画において競技スポーツに関わる投資がどのように配分されているのかを明らかにし、投資計画における競技スポーツ政策の位置を考察した。その結果、予算の側面から分析すると、韓国では競技スポーツ政策が最も重点的に実施されていること、国家代表選手への支援、選手村・訓練院の拡充、専門体育施設の整備、選手の発掘・育成、国際競技大会の誘致・派遣、大韓体育会、各競技団体などの専門体育団体の自立成長支援、体育人への福祉の向上に関する予算配分が主なものとして挙げられる一方で、スポーツ科学や指導者の養成については十分な予算配分が行われていないこと、国家代表選手に関する予算措置が直接国から配分されている関係にあることなどを明らかにした。

さらに、韓国におけるスポーツ政策を組織、法律、計画及び予算の4つの基本制度から総合的に分析し、以下のことを明らかにした。すなわち、韓国におけるスポーツ政策において競技スポーツ政策は最も重点的

な位置を占めていること、国民体育振興法は、制定当初より選手、競技指導者、競技団体、体育団体などの競技スポーツに関する法制度を規定し、さらに1982年の法改正を経て、競技スポーツ政策を実施する政策実施機関のネットワークの関係を規定していること、である。そして、国の政策は、本来、法律によってその基本が定められ、行政は法律に基づいて組織を編成し、計画を策定し、予算を配分すると考えられるが、政策決定された国民体育振興法の基本施策の構成や行政組織の編成とは異なり、行政計画や予算決定の段階になると競技スポーツ政策、さらにはエリートスポーツ政策が重視される傾向があることを指摘し、法令による政策決定と予算の間には著しいギャップが存在し、競技スポーツ政策への傾斜傾向があることを明らかにした。

第5章「競技スポーツ政策の射程と体系」では、韓国における競技スポーツ政策の政策体系を分析し、競技スポーツ政策さらにエリートスポーツ政策の射程範囲を考察した。そして、スポーツ政策研究におけるエリートスポーツモデルを参考にし、また現実の韓国における諸種の行政計画にみられる政策・施策・事業から構成される政策体系を分析し、韓国におけるエリートスポーツ政策の施策類型を抽出した。

第6章「韓国における競技スポーツ政策の実施過程」では、第5章で抽出した①競技団体育成・支援施策、②競技者発掘・育成・支援施策、③体育高等学校施策、④競技指導者養成施策、⑤ナショナルトレーニング施設施策、⑥国際競技大会派遣施策、⑦競技者等年金福祉施策に分けて、それぞれの政策実施過程を分析した。特に、韓国における競技スポーツ政策は文化体育観光部、大韓体育会及び国民体育振興公団による組織間ネットワークが形成され、トップダウン的な政策の実施が協働的に行われていること、競技指導者の研修、雇用及び労働条件の問題が政策実施に影響を与えていること、現場の政策実施担当者や競技団体によるボトムアップ的な政策の修正があること、政策実施をサポートする政策補完団体として企業の影響があることなどを明らかにした。また、韓国におけるエリートスポーツ政策の実施に関する評価及び意義を検討し、競技力向上に影響を与える施策以外の要因、エリートスポーツ政策の問題及び課題、専門体育に関する国民の意識、オリンピックにおけるメダル獲得状況などを分析した。さらに、今後の韓国における競技スポーツ政策の抜本的な改革と政策実施過程の合理化の方向性を示した。

(考察)

結論として、韓国のスポーツ政策に関する基本制度における競技スポーツ政策の位置と構造、韓国における競技スポーツ政策及びエリートスポーツ政策の体系、競技スポーツ政策の政策実施過程、韓国における競技スポーツ政策の制度と政策実施の連関、韓国における競技スポーツ政策の特質と課題、韓国のスポーツ政策研究の課題、韓国における競技スポーツ政策に対する提言と展望をそれぞれ論じた。特に、政策実施機関である文化体育観光部、大韓体育会及び国民体育振興公団と政策対象集団である競技団体の間には連携の不足があること、1980年代に法的構造化された競技スポーツ政策に関する制度に基づいて政策を実施している現状においては政策実施において生じている諸問題を抜本的に解決することが難しい状況にあること、政策科学的な手法を用いた制度論研究及び政策実施研究をさらに精緻に行うことによって韓国の競技スポーツ政策の改善や合理化をさらに進めるべきであることを論じた。

審 査 の 結 果 の 要 旨

スポーツ政策研究の分野においては、制度論研究及び政策実施研究の理論枠組みを応用して実際に特定スポーツ政策を総合的に分析した研究は他になく、本論文は、この分野における先見的な研究であるところに学術的な意義があり、今後の発展が期待される。また、韓国における競技スポーツ政策の制度とその実施過程の実態を詳細に分析し、その構造、連関及び特質を明らかにしている点で高く評価された。

平成25年1月24日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、

関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。
よって、著者は博士（体育科学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。